





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月4日(木) 号 外(第1号)

■ 目 次

~	<u>_</u>	-	シ

2

2

告示

- ○家畜伝染病発生報告(畜産課)
- ○高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家畜等の移動等の禁止又は制限(同)
- ○高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための緊急的な消毒の実施(同)

■ 告 示

◎群馬県告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和6年1月4日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似 患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
高病原性鳥インフル エンザ	鶏	疑似患畜	約 360,000 羽	令和6年1月1日	高山村	法令殺

◎群馬県告示第2号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項及び群馬県家畜伝染病まん延防止規則(昭和28年群馬県規則第49号)第4条の規定により、次のとおり家畜等の移動を禁止し、又は区域外への移出を制限する。

令和6年1月4日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 禁止又は制限の内容
 - 家畜、その死体及び物品の移動の禁止又は区域外への移出の制限
- 2 禁止又は制限の期間
 - 令和6年1月1日から当分の間
- 3 禁止又は制限の対象となる区域 次の図のとおりとする。
- 4 対象となる家畜、その死体又は物品の種類
 - (1) 対象となる家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

- (2) 対象となる死体の種類
 - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の死体
- (3) 対象となる物品の種類

高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県農政部畜産課家畜防疫対策室に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第3号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する 者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。 令和6年1月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和6年1月5日から同年3月31日まで

4 実施方法

消石灰の農場内(施設周囲及び農場敷地内)散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111